

<h1 style="font-size: 2em; margin: 0;">山梨県公報</h1>	号外第十号	日 曜 金	1 監査対象箇所及び監査期日																														
	平成十七年 三月十八日																																
目次 監査委員 監査の結果に関する報告の公表(三件) 1																																	
<h2 style="font-size: 1.2em; margin: 0;">監査委員</h2>																																	
<p>山梨県監査委員告示第二号</p> <p>地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第四項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第九項の規定により、次のとおり公表する。</p> <p>平成十七年三月十八日</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: right;">山梨県監査委員</td> <td style="text-align: center;">高</td> <td style="text-align: center;">石</td> <td style="text-align: center;">国</td> <td style="text-align: center;">康</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">同</td> <td style="text-align: center;">早</td> <td style="text-align: center;">川</td> <td style="text-align: center;">正</td> <td style="text-align: center;">秋</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">同</td> <td style="text-align: center;">前</td> <td style="text-align: center;">島</td> <td style="text-align: center;">茂</td> <td style="text-align: center;">松</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">同</td> <td style="text-align: center;">高</td> <td style="text-align: center;">尾</td> <td style="text-align: center;">堅</td> <td style="text-align: center;">一</td> </tr> </table>			山梨県監査委員	高	石	国	康	同	早	川	正	秋	同	前	島	茂	松	同	高	尾	堅	一	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">監査箇所</th> <th style="width: 20%;">監査年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 森林環境部 森林環境総務課 循環型社会推進課 大気水質保全課 環境整備課 みどり自然課 森林整備課 林業振興課 県有林課 治山林道課 </td> <td style="text-align: center;">平成16年11月9日</td> </tr> <tr> <td> 農政部 農政総務課(指導検査室) 農村振興課 果樹食品流通課 畜産課 花き農産課 農業技術課 耕地課 </td> <td style="text-align: center;">平成16年11月12日</td> </tr> <tr> <td> 土木部 土木総務課(技術管理室) 用地課 道路整備課 道路管理課 治水課 砂防課 都市計画課 下水道課 住宅課 建築指導課 </td> <td style="text-align: center;">平成16年11月16日</td> </tr> <tr> <td> 観光部 観光企画課 </td> <td style="text-align: center;">平成16年11月19日</td> </tr> </tbody> </table>	監査箇所	監査年月日	森林環境部 森林環境総務課 循環型社会推進課 大気水質保全課 環境整備課 みどり自然課 森林整備課 林業振興課 県有林課 治山林道課	平成16年11月9日	農政部 農政総務課(指導検査室) 農村振興課 果樹食品流通課 畜産課 花き農産課 農業技術課 耕地課	平成16年11月12日	土木部 土木総務課(技術管理室) 用地課 道路整備課 道路管理課 治水課 砂防課 都市計画課 下水道課 住宅課 建築指導課	平成16年11月16日	観光部 観光企画課	平成16年11月19日
山梨県監査委員	高	石	国	康																													
同	早	川	正	秋																													
同	前	島	茂	松																													
同	高	尾	堅	一																													
監査箇所	監査年月日																																
森林環境部 森林環境総務課 循環型社会推進課 大気水質保全課 環境整備課 みどり自然課 森林整備課 林業振興課 県有林課 治山林道課	平成16年11月9日																																
農政部 農政総務課(指導検査室) 農村振興課 果樹食品流通課 畜産課 花き農産課 農業技術課 耕地課	平成16年11月12日																																
土木部 土木総務課(技術管理室) 用地課 道路整備課 道路管理課 治水課 砂防課 都市計画課 下水道課 住宅課 建築指導課	平成16年11月16日																																
観光部 観光企画課	平成16年11月19日																																

観光振興課 観光資源課		東部家畜保健衛生所 西部家畜保健衛生所 水産技術センター 病虫害防除所 総合農業試験場 果樹試験場 畜産試験場 農業大学校	平成17年1月31日 平成17年1月20日 平成17年1月27日 平成17年1月26日 平成17年2月10日 平成17年1月21日 平成17年2月18日 平成17年1月19日
総務部 人事課 職員厚生課 財政課 税務課 管財課 営繕課 私学文書課 市町村課 消防防災課	平成16年11月24日	教育委員会 福利給与課（小・中学校認定分を含む。） 峡中教育事務所 峡東教育事務所 峡南教育事務所 峡北教育事務所 富士北麓・東部教育事務所 考古博物館（埋蔵文化財センター） 図書館 美術館 文学館	平成16年11月5日 平成16年11月24日 " 平成17年1月19日 平成17年1月20日 平成16年11月24日 平成17年2月3日 平成17年2月10日 平成17年2月9日 "
企画部 消費生活センター 男女共同参画推進センター	平成17年1月26日 "	総合教育センター 北杜高等学校 葦崎高等学校 葦崎工業高等学校 甲府第一高等学校 甲府西高等学校 甲府南高等学校 甲府東高等学校 甲府工業高等学校 甲府城西高等学校 甲府昭和高等学校 農林高等学校 巨摩高等学校 白根高等学校 増穂商業高等学校	平成17年1月31日 平成17年1月19日 平成17年1月20日 平成17年2月2日 " 平成17年1月25日 平成17年2月3日 平成17年1月25日 " 平成16年12月17日 平成17年2月9日 平成17年2月2日 平成17年1月25日 "
総務部 東京事務所 職員研修所 総合県税事務所 自動車税事務所 女子短期大学 消防学校	平成17年2月15日 平成17年1月26日 平成17年1月27日 平成17年1月31日 平成17年1月27日 平成17年2月18日		
商工労働部 計量検定所 宝石美術専門学校 山梨県工業技術センター 富士工業技術センター 産業技術短期大学校 都留高等技術専門学校 峡南高等技術専門学校 就業支援センター	平成16年11月24日 平成17年2月3日 平成17年2月18日 平成17年1月13日 平成17年2月3日 平成17年1月13日 平成17年1月19日 平成16年11月24日		
観光部 大阪事務所	平成17年2月17日		
農政部			

<p>市川高等学校 峡南高等学校 身延高等学校 石和高等学校 山梨園芸高等学校 日川高等学校 山梨高等学校 塩山高等学校 都留高等学校 上野原高等学校 谷村工業高等学校 桂高等学校 吉田高等学校 北富士工業高等学校 吉田商業高等学校 富士河口湖高等学校 中央高等学校 盲学校 ろう学校 甲府養護学校 あげぼの養護学校 わかば養護学校 やまびこ養護学校 富士見養護学校 ふじざくら養護学校 かえて養護学校</p>	<p>平成17年2月2日 平成17年1月19日 平成16年12月17日 平成17年1月31日 平成17年1月25日 平成17年1月21日 〃 平成17年1月25日 平成17年2月17日 平成17年1月25日 平成17年1月13日 〃 平成17年1月25日 平成17年1月13日 平成17年1月25日 平成17年2月7日 平成17年1月25日 〃 〃 平成17年2月2日 平成17年1月25日 〃 平成17年2月17日 平成17年2月2日 平成17年2月7日 平成17年2月3日</p>	<p>生活安全企画課 地域課 生活保全課 捜査第一課 捜査第二課 鑑識課 国際対策課 科学捜査研究所 交通企画課 交通指導課 交通規制課 運転免許課 交通機動隊 高速道路交通警察隊 警備第一課 警備第二課 機動隊 警察学校</p>	
<p>警察本部 総務課 会計課 警務課 教養課 監察課 厚生課 情報管理課</p>	<p>平成16年12月16日</p>	<p>甲府警察署 南甲府警察署 南アルプス警察署 韮崎警察署 長坂警察署 鯉沢警察署 南部警察署 市川警察署 笛吹警察署 日下部警察署 塩山警察署 都留警察署 富士吉田警察署 大月警察署 上野原警察署</p>	<p>平成16年11月24日 平成17年2月3日 平成17年2月2日 平成17年1月20日 平成17年1月19日 平成16年12月2日 〃 平成17年2月2日 平成17年2月3日 平成16年11月25日 平成16年11月24日 平成17年2月17日 平成17年1月13日 平成16年12月1日 〃</p>

2 監査対象期間

平成15年度

3 監査の方法

監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

4 監査結果処理区分

監査結果は次のとおり区分した。

(1) 指摘事項

法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの

(2) 文書指導事項

指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの

(3) 口頭注意事項

不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

5 監査の結果

財務に関する事務及び工事の執行全般については、おおむね適正に処理されていた。監査の結果、指摘事項、文書指導事項、口頭注意事項とした区分毎の集計は下表のとおりである。

区 分	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	その他	合計
指摘(件)									
指導(件)	34	23	20	9	4	30	4		124
注意(件)	8	15	2	9	3	10	1		48
合 計	42	38	22	18	7	40	5		172

警察本部の捜査報償費は、監査(捜査員に対する聴取調査を含む)を行った範囲においては、「報償費(県費捜査費)経理の手引き」(山梨県警察本部策定)に記載された必要書類の作成・手続きを経て執行されていた。

ただし、捜査上の支障があるということから、

ほとんどの証拠書類は開示されたものの、ごく一部の証拠書類が非開示(マスキングされた状態)となっていた。

捜査協力者に対する関係人調査が、実施できなかった。

ため、支出の最終的な事実確認はできなかった。

6 監査結果の概要

指摘にはいたらないが、事務処理について文書指導、口頭注意を行った主なものは、次のとおりである。

(1) 収入に関する事項

収入未済金の回収及び債権管理に改善を要するもの
手数料・使用料の調定事務に不備があり改善を要するもの

(2) 支出に関する事項

補助金に関する事務処理に不備があり改善を要するもの
支出負担行為何いの事務処理に不備があり改善を要するもの
支出科目に誤りがあり改善を要するもの

(3) 給与に関する事項

旅費の算定に誤りがあり改善を要するもの
時間外勤務手当の算定に誤りがあり改善を要するもの
通勤手当の認定に誤りがあり改善を要するもの

(4) 物品管理に関する事項

備品シールの未貼付など物品管理で改善を要するもの
郵便切手の管理に不適切な処理があり改善を要するもの

(5) 財産管理に関する事項

未登記の用地があり改善を要するもの

(6) 契約に関する事項

予定価格調書の作成に不備があり改善を要するもの
契約書の作成手続きに不備があり改善を要するもの

(7) 工事に関する事項

設計変更の手続きに不備があり改善を要するもの

山梨県監査委員告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第二項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

平成十七年三月十八日

山梨県監査委員	高	石	國	康
同	早	川	正	秋
同	前	島	茂	松
同	高	尾	賢	一

第1 監査の対象と趣旨

1 監査の対象
「各課室ホームページの管理・運営状況について」

2 監査の趣旨

インターネットが急速に普及した今日、ホームページは迅速かつ簡便に情報の収集や提供ができる最も一般的なメディアとなっている。県が保有する情報を県民に公表し提供している。県ホームページへのアクセス数は年々増加し、現在では1ヶ月に約33万人が閲覧している。万ページを超えるなど、コンテンツの量も膨大なものになっている。すべての県民が必要な情報を素早く手軽に入手できるようにするためには、膨大な量のコンテンツを効率的に管理し効果的な情報発信を行うとともに、各所属で発信する情報やホームページの内容などコンテンツの「質」の向上を図る必要がある。広報課に開設依頼を行い開設されている、各課室のホームページの管理・運営が適切に行われているかについて、監査するものである。

第2 監査の実施状況

1 監査の実施期間

平成16年12月16日から平成17年2月28日までの間に監査を実施した。

2 監査対象期間

平成16年12月22日を基準日とした。

3 監査の方法

監査は、監査対象所属から「各課室ホームページの管理・運営状況調査票」及び「各課室ホームページ評価票」の提出をもとめ、事務局職員が各課室のホームページを閲覧し調査票及び評価票の内容を確認した。

4 監査の視点

- (1) ホームページの管理・運営体制は整備されているか
- (2) ホームページの内容やコンテンツは適切に管理されているか
- (3) ホームページを活用した行政情報の提供は適切に行われているか

5 監査対象

知事部局及び教育委員会の本庁各課室、出納局、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、地方労働委員会事務局の次の各所属とした。

監査対象所属	部局名等
政策秘書室	政策秘書室
秘書課	秘書課
企画課	企画課
新行政システム課	新行政システム課
広聴広報課	広聴広報課
北富士演習場対策課	北富士演習場対策課
企画部	

	情報政策課 統計調査課 リニア交通課 県民生活課 県民生活課食品安全推進室 生涯学習文化課 青少年課 男女共同参画課 国際課 人事課 職員厚生課 財政課 税務課 管財課 管繕課 私学文書課 私学文書課新県立大学設置準備室 市町村課 消防防災課 福祉保健総務課 長寿社会課 国保援護課 児童家庭課 障害福祉課 医務課 衛生業務課 健康増進課 森林環境総務課 循環型社会推進課 大気水質保全課 環境整備課 環境整備課廃棄物不法投棄対策室 みどり自然課 森林整備課 林業振興課 県有林課 治山林道課 商工総務課 商業振興金融課 工業振興課 労務雇用課 職業能力開発課 観光企画課 観光振興課 観光資源課 農政総務課
総務部	
福祉保健部	
森林環境部	
商工労働部	
観光部	

農政部	農政総務課指導検査室 農村振興課 果樹食品流通課 畜産課 花き農産課 農業技術課 耕地課 土木総務課 土木総務課技術管理室 用地課 道路整備課 道路整備課 道路整備課 道路管理課 治水課 砂防課 都市計画課 下水道課 住宅課 建築指導課 会計課 管理課 工事検査課 地方労働委員会事務局 議会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 総務課 福利給与課 学校施設課 義務教育課 義務教育課 高校教育課 社会教育課 スポーツ健康課 学術文化財課 学術文化財課 学術文化財課 学術文化財課 学術文化財課博物館建設室
土木部	
出納局	
地方労働委員会	
県議会	
人事委員会	
監査委員	
教育委員会	
合 計	88所属

第3 県ホームページの概要

1 県ホームページの経過
県ホームページは、平成8年11月に開設され「知事へのメール」、かわら版、イベント情報等が掲載されていた。ホームページの管理は、当初情報政策課で行っていたが平成9年4月からソフト面の管理については、広聴広報課に移管された。平成9年7月統計情報ホームページが開設され、その後福祉・保健・医療情報ホームページ、公共工事関連情報ホームページ等が開設された。

平成11年3月県庁各課室に一人一台パソコンが設置され、11月には、グループウェア情報のインターネット公開が開始され、各所属からの情報発信が可能となった。また、各課室のホームページが順次の開設された。

平成12年6月各課室ホームページの掲載内容の充実を図るため、所属ホームページ掲載担当者を対象にホームページ作成研修が開始された。

12月県ホームページのリニューアルを実施。リニューアルにあたって、県ホームページを山梨県のあらゆる情報にアクセスできる総合案内機能を持った、山梨県の入口(ウエブサイト・ゲイト・マサナシ: Web Gate Yamashashi)と位置付けその内容の充実を図るため次の5項目を柱に新たなホームページを構築した。

1. 行政情報の迅速な提供
 2. 主要事業等のわかりやすい情報提供
 3. 山梨県の自然・環境・観光等の積極的なPR
 4. 県内の自治体、関連団体等のホームページとのリンク
 5. 県民の県政への参画の促進
- リニューアルにより新たに付加された機能を利用し12月26日から「ヴァンフォーレ甲府の経営危機について」県民フォーラム(掲示板)による意見募集を実施したところ、半月間に約1,000件の意見が寄せられた。
- 平成13年8月すべての携帯電話に対応するホームページが開設された。
- 平成14年3月申請・届出様式ダウンロードホームページ、子供向けホームページ、道路交通規制情報(英語・ポルトガル語・中国語・韓国語・フランス語)対応ホームページが開設された。
- 11月県民意見提出制度(パブリックコメント)募集開始(試行)
- 平成15年3月県ホームページのリニューアルを実施。「コンテンツ管理システム」を導入し掲載情報をデータベース化することにより、利用者が必要な情報を簡単に検索できるよう改良するとともに、情報の発信・編集・検索・連携など掲載情報の管理を容易にした。

平成16年6月「バリアフリーシステム」を導入し、利用者が自分にあつたようにレイアウト、文字の大きさ等を変更出来る機能を付加し高齢者や視覚障害者への配慮を行うとともにホームページ読み上げソフトを用いてインターネットを閲覧する障害者への配慮を行った。

県ホームページは、平成8年の開設以来アクセス(訪問者)数は着実に増加し、平成16年8月現在で月間約33万人が閲覧している。掲載されている総ページ数も3万ページを超えるなど、コンテンツの量も膨大なものとなっている。

また、「コンテンツ管理システム」などの導入により、県ホームページのアクセスセンシビリティは改良され、昨年12月発行された電子自治体サービスに関する情報誌が実施した「自治体サイトのユーザビリティ調査」の結果、操作性やページの表示速度等について高く評価された。

2 各課室ホームページの状況

各課室のホームページは、平成11年11月グループウェア情報のインターネット公開が開始され、各所属からの情報発信が可能となった。

また、各所属独自のホームページが作成できるようになり、順次の開設された。この際、各所属長は広聴広報課長に対し開設依頼書を提出しホームページを開設した。開設依頼書により所属ホームページの掲載責任者、掲載担当者を指定し報告するとともに、ホームページの運営にあたっては、毎月1回以上の情報更新を心掛けることも記載されている。

監査日現在、県庁各課室88所属のホームページが開設されており、総ページ数は約9,000ページとなっている。

なお、監査対象以外に各課室で規定等を設け運営しているホームページが次のとおりあつた。

- 「やまなしの統計」(統計調査課)
- 「山梨県地価調査結果」(県民生活課)
- 「リニアアライメント」(リニア交通課)
- 「やまなし女性応援サイト」(男女共同参画課)
- 「発見!発信!やまなし探検隊」(市町村課)
- 「県例規集」(私学文書課)
- 「山梨の商工業(商業編)」(工業編課)
- 「郷土伝統工芸品」(工業振興課)
- 「山梨で働くあなたへ」(労政雇用課)
- 「富士の国やまなしアイルムコミッション」(観光企画課)
- 「県営林道通行規制情報」(治山林道課)
- 「道路交通規制情報」(道路管理課)

第4 監査の結果

1 総括的な意見

監査対象とした88所属については、一部を除きホームページの管理・運営は概ね適正に行われていた。

しかし、次の通り改善及び検討を要する事項が見受けられた。

- (1) 県ホームページ全体について、県ホームページ及び各所属ホームページの管理・運営を適正に行うための根拠となる規定が整備されていなかった。早急に所要の規定を整備するとともに、各所属・職員に対する周知の徹底を図りたい。
- (2) 各課室ホームページについては、掲載されている情報の内容及び量について、総ページ数が100ページを超える所属が23ある一方、総ページ数が1ページのもののみが7所属あるなど大きな格差が認められた。
- また、リンク切れ等により表示できないページがあるもの、問い合わせ先がメールアドレスが変更されていないもの、過去数年間情報の掲載、更新がされていないものなど十分な管理が行われていない所属もあつた。所属ホームページの質の向上と適正な管理を実施されたい。
- (3) 審議会等の会議資料及び会議録等については、非公開情報に該当するものを除き、会議終了後すみやかにホームページに掲載し公表することとされている。しかし、会議終了後3ヶ月以上経過しても未掲載のものがいくつかあつた。
- すみやかに公表を行うとともに、インターネットを活用した行政情報の提供のより一層の拡充を図りたい。
- (4) 申請・届出様式ダウンロードホームページは、山梨県に申請、届出等を行う際に使用する様式のうち、ホームページ上で提供できる申請書等の様式を一括掲載したホームページで平成14年3月に開設された。山梨県に

申請、届出等を行う県民・事業者等は、必要な様式をホームページからダウンロードし使用することができる。
しかし、このサービスは、すべての様式を提供するのではなく、これとは別に各課室ホームページに、それぞれ所管する補助事業、融資制度等に関する申請、届出様式が掲載されているものがある。
県民、事業者等が必要とする申請・届出様式を一つのホームページからすべてがすばやく検索できるよう、申請・届出様式ダウンロードホームページの改良を検討されたい。

(5) 山梨県のインターネット人口普及率は、「平成16年度版情報通信白書」によると、約41.1%といわれている。
これは、半数以上の県民が県ホームページを閲覧できない環境にあり、ホームページに情報を掲載することをもって、全ての県民に周知したとはいえない状況である。
インターネットホームページを利用した情報発信にあたって、県ホームページを閲覧できない県民との間に、不公平を及ぼすおそれのある情報については、報道機関への情報提供や広報誌の発行等複数の広報手段を用いて公表するなど十分な配慮をされたい。

なお、監査項目ごとの意見は次のとおりである。

2 監査項目ごとの意見
(1) ホームページの管理・運営体制は整備されているか

ア ホームページの管理責任を明確にすべきもの
各課室ホームページの管理・運営を統括する管理者の選定状況について調査したところ、次のとおり回答があった。
・ 統括管理者を特に定めていない所属 28
・ 統括管理者を定めている所属 60

所属長	14
課長補佐等	8
担当リーダー	7
担当	31

各課室のホームページは、前述のとおり各所属長からの依頼に基づき広聴広報課長が県ホームページ上にアドレスを付与し開設されている。このホームページの開設依頼書は平成11年11月から平成12年にかけて各課室依頼書には、所属ホームページの掲載責任者、掲載者を指定し報告するとともに、ホームページの運営にあたっては、毎月1回以上の情報更新を心掛けることが記載されている。

各課室ホームページの位置付けを規定する根拠はこの依頼書が唯一のもので、監査日現在これ以外県ホームページ及び監査対象の各課室ホームページの管理・運営に係る規定は確認できなかった。
このため、人事異動に伴うホームページ掲載責任者、掲載担当の変更の報告等は行われなかったため、ほとんど所属で当該依頼文の存在は認識されておらず、統括管理者の半数に担当が選定されている状況であった。

各課室ホームページの統括責任者は、所属長をはじめとする管理職の職員が行うべきものと考えられる。
県ホームページの全体的な管理者、各課室ホームページの管理者、掲載すべき情報及びその管理基準等を定めた規定を整備しホームページの管理責任を明確にされたい。

イ 掲載情報のチェック体制を整備すべきもの

各課室で決裁を受けてホームページに掲載した情報のチェックの実施状況及び掲載担当者について調査したところ、次のとおり回答があった。
掲載情報のチェック状況
・ 掲載情報のチェックを行っていない所属 13
・ 掲載情報のチェックを行っている所属 75
・ チェックを行う職員の内訳

所属長	4
課長補佐等	12
担当リーダー	19
担当	47

コンテンツの更新などメンテナンス職員の指定状況
・ 指定を行っていない所属 28
・ 指定を行っていないと回答のあった所属は、掲載情報に係る業務担当職員がそれぞれ行っているため、特に指定されていない。
・ 指定を行っている所属 60
・ メンテナンスを行う職員の内訳

副主幹	17
主査	22
副主査	21
主任	54
主事技師	38

決裁を受けてホームページに掲載した情報のチェックを行っていない所属が13、掲載情報のチェックを行っている所属のうち、チェックを行う職員と情報体制が正しく機能するとはいえない。
コンテンツの更新などのメンテナンスは、パソコンの取り扱いに精通した主任クラスの職員に担当させるとしても、ホームページに掲載した情報のチェックは、課長補佐以上の管理職が行うのが適切と考えられる。
掲載情報のチェック体制を整備し掲載情報の管理を適正に実施されたい。

(2) ホームページの内容やコンテンツは適切に管理されているか

ア 掲載情報を充実すべきもの

各課室ホームページに掲載されている情報の内容及び量については、総ページ数が100ページを越える所属が23ある一方、総ページ数が1ページのもののが7所属あるなど所属間で大きな格差が認められた。
また、各課室ホームページのトップページは、広聴広報課で基本的な様式を用意し、各所属が必要な情報を掲載し内容を充実させてゆくことになっている。しかし、広聴広報課が用意した様式のまま、所属の情報がなにも掲載されていないものが多かった。
また、多くの県民、事業者等からの申請を受けつける業務があるにもかかわらず、当該業務に関する情報が山梨県のホームページや各課室のホームページ

閲覧しても確認できないものもあった。該当するホームページを所管する各所属長は、掲載情報の充実を図りたい。

イ 申請・届出様式ダウンロードサービスを充実すべきもの
申請・届出様式ダウンロードホームページは、山梨県に申請・届出等を行う際に使用する様式のうち、ホームページ上で提供できる申請書等の様式を一括掲載している。

監査日現在38課が568件の様式を掲載している。これ以外に1課が課名のみ表示されているがリンク切れのため内容は確認できなかった。
568件の様式は、次のフレイム形式で提供されている。

- PDF形式：アドビ社・Acrobat Reader形式
- Word形式：マイクロソフト社製・Word形式
- PDF形式のみ
- PDF形式+Word形式
- PDF形式+Word形式
- PDF形式+Word形式
- PDF形式+Word形式
- PDF形式+Word形式

提供されているフレイム形式毎の内訳は次のとおりであった。
30件 (5. 3%)
457件 (80. 4%)
37件 (6. 5%)
26件 (4. 6%)
18件 (3. 2%)

申請・届出様式ダウンロードホームページは、広聴広報課が管理を行っており、提供されているフレイムは、許可等を所管している各課室が作成し広聴広報課に提出しホームページに掲載される。%以上が一太郎形式である。これは、現在提供されているフレイム形式の80%以上が一太郎形式で作成されていることによる。山梨県庁が作成する公文書が一太郎形式で作成されていることにより、他県のように、県民や民間企業の間では Word 形式が広く利用されており、他県の同様のダウンロードサービスサイトでは、多くが Word 形式でフレイムの提供を行っている。
今後 Word 形式でのフレイム提供の件数を増加されるよう検討されたい。

ウ 掲載情報の管理を適正にすべきもの

各課室ホームページの内容やコンテンツの確認、更新等を定期的に実施しているか調査したところ、

- 定期的の実施している所属 53
 - 実施していない所属 35
- また、他のホームページ等にリンク設定している所属70所属についてリンク切れにより表示できないページがないか定期的な確認を行っているかについても調査したところ、

- 定期的の実施している所属 49
 - 実施していない所属 21
- 今回の監査で1月5日から14日にかけて各課室のホームページを閲覧した結果、次のとおり掲載情報の不具合が確認された。

- リンク切れなどにより表示出来ないページがある所属 11
 - 期限切れの情報がそのまま掲載されていた所属 9
 - 照会先のメールアドレスが更新されていない所属 7
- リンク切れなどにより表示出来ないページについては、昨年9月に民間のインターネットコンサルタント会社が実施した都道府県ホームページ調査の結果

果リンク切れの多いサイトと評価されインターネット上で公表された。これは、この調査の行われた時期が「パリアアップリケーション」導入に伴う移行期間と重なったことが影響していると考えられる。

このため、広聴広報課長が各課室長に対して平成16年9月24日付け広報第995号により10月27日までに「公開しているページのリンク全てが正常に表示されるか確認し、不具合を修正した後報告」するよう依頼を行い修正がなされたにもかかわらず監査日現在上記の不具合が確認されている。

期限切れの情報はイベントの開催、作品募集、入札情報等が多く開催期日、募集期間や入札期日終了)と記載し必要があるものについては、見出しの最後に(何月何日終了)と記載し必要があるものについては、見出しの最後に、ホームページで作品募集を行っているが、入選作品の発表をホームページに掲載していないものもあった。

各所属のメールアドレスは、平成16年1月に「山梨県職員ポータルシステム」が導入され変更されており、試行期間の7月までに所要の変更を行うこととされていた。しかし、監査日現在各課室ホームページの中に当該課への照会を行う際のメールアドレスが変更されていないものがあり、6ヶ月間において県民が照会フォームから入力し送信してもメールが届かない状況であった。
各課室ホームページの内容やコンテンツの確認、更新等は定期的に行うなど掲載情報の管理は適正に実施されたい。

エ 掲載情報の内容を充実すべきもの

今回の監査にあたり各課室のホームページを閲覧したところ、情報量は比較的多いが説明文の羅列という感じで、「ホームページを見る楽しさ」という点で工夫がたりないもの、必要な情報を素早く見つけることができないものがあった。

ホームページ掲載情報の内容については、分かりやすい表現で簡潔にするのと、必要な情報にすぐアクセスできる工夫をすることなど閲覧者である県民の視点にたって作成し、掲載情報の内容を充実するよう検討されたい。

(3) ホームページを活用した行政情報の提供は適切に行われているか

ア 行政情報の提供の拡充を行うべきもの

行政改革プログラムに基づき、平成16年度には行議及び各種部局連絡会議等協議結果概要のホームページ掲載の徹底を行うこととされている。

平成16年度中12月22日までに行議及び各種本部会議に協議事項及び提出事項として提出した案件についてホームページの掲載状況を調査したところ、26所属中8所属で未掲出のものがあった。未掲出の理由のうち次のとおり不適切なものがあった。

- 新聞報道で周知されているから必要ないと判断した 2
 - 掲載を検討していない 1
 - 準備していなかった 1
- 行政改革プログラムの趣旨の徹底を図り行政情報の提供の拡充を図られた

イ 県民に公開を目的として作成した印刷物等の掲載を行うべきもの

県民に公開を目的として作成した計画、統計書、事業概要等印刷物として作

成したものである。ホームページへの掲載状況について調査したところ、印刷物を作成している51所属中14所属で未掲載であった。掲載が可能なものについては極力掲載するとともに、ページ数が膨大で物理的に掲載出来ないものなどについては、概要と冊子の所在等をホームページに掲載されたい。

3 むすび

インターネットに代表されるITの急速な発展と普及は、産業活動や県民の日常生活に大きな影響を及ぼしており、今後も社会活動の様々な面を変革するものと考えられる。ネットホームページを利用した情報発信は非常に有効な手段であり、今後の重要性はますます大きくなる。示出来ないなど不具合があると、それしかし、掲載情報が古かったりページが表示出来ないなど不具合があると、それだけでホームページそのものの信頼性を失う結果となり、かえって逆効果となってしまう。ホームページは情報を掲載すればそれで終わる訳ではない、常にその内容点検を行い不備な点は改善するといった恒久的な取り組みが必要と考える。情報が的確に公所属長をはじめ、各所属の管理職は所属のホームページで最新の情報発信が確認出来るか常に確認し、効果的な情報発信が行えるよう担当者に指示するなどホームページによる積極的な情報発信を推進されたい。今後ともこれらの取り組みが実施され、行政情報の公開を進め、県民の県政への理解と信頼を深めるとともに、開かれた県政が推進されることを期待するものである。

山梨県審査委員告示第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第七項の規定に基づき執行した審査の結果に関する報告を同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

平成十七年三月十八日

山梨県審査委員	高	石	國	康
同	早	川	正	秋
同	前	島	茂	松
同	高	尾	堅	一

1 監査実施期間

平成16年9月14日～平成16年12月16日

2 監査実施団体(27団体)

財団法人 ふるさと財団

財団法人 やまなし文化学習協会

財団法人 小佐野記念財団

財団法人 山梨県国際交流協会

財団法人 山梨県青少年協会

社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団

財団法人 長寿やまなし振興財団

財団法人 やまなし環境財団

財団法人 山梨県林業公社

財団法人 やまなし産業支援機構

財団法人 山梨県子牛育成協会

社団法人 山梨県畜産協会

財団法人 山梨県公園公社

財団法人 山梨県県民スポーツ事業団

特定非営利活動法人 山梨県ボランティア協会

山交タウンコーチ株式会社

財団法人 山梨県消防協会

軽費老人ホーム あやめの里

社会福祉法人 山梨県障害者福祉協会

社会福祉法人 山梨ライトハウス

甲府地域保健医療推進委員会

富士北麓地域保健医療推進委員会

財団法人 キープ協会

社団法人 山梨県バス協会

財団法人 山梨県教職員互助組合

財団法人 山梨県高等学校教職員互助会

財団法人 山梨県体育協会

3 監査対象期間

平成15年度

4 監査の方法

監査は、監査対象期間における財務に関する事務の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

5 監査結果処理区分

監査結果は次のとおり区分した。

(1) 指摘事項

法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの

(2) 文書指導事項

指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの

(3) 口頭注意事項

不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

6 監査の結果

財務に関する事務の執行については、一部で改善を要する事項が認められたが、おおむね適正に処理されていた。

指摘事項、文書指導事項、口頭注意事項とした件数は次のとおりである。

指摘事項 0件

文書指導事項 92件

口頭注意事項 32件

7 監査結果の概要

不適切な事務処理として、公表すべき指摘事項はなかったが、文書指導、口頭注意を行った主なものは、次のとおりである。

小切手の取扱いが不適切であり改善を要するもの

会計規程が未整備であり改善を要するもの

備品の資産計上や減価償却に誤りがあり改善を要するもの

預かり金の期末残高に誤りがあり改善を要するもの

議事録の作成や登記手続き等が定款や寄附行為の規定どおりにおこなわれておら

ず改善を要するもの

登記簿上の資産総額に誤りがあり改善を要するもの

貸借対照表上、有価証券の計上額に誤りがあり改善を要するもの

退職給与引当金の期末残高に計上不足等があり改善を要するもの